

(写)

龍ヶ崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月18日

龍ヶ崎市長 中山 一生

龍ヶ崎市条例第28号

龍ヶ崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年龍ヶ崎市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 電気通信利用役務の提供（電気通信回線を介して行われる情報システム利用サービス等の役務の提供をいう。）を受ける契約

第3条第2号中「第2号」の次に「及び第3号」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。